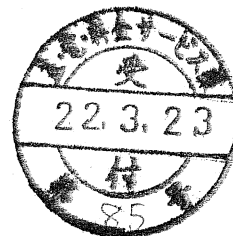


接続約款変更認可申請書



西相制第 161 号
平成 22 年 3 月 23 日

総務大臣
原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(定額制の網使用料の支払義務) 第64条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄並びに第8欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合</p> <p>専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくは工欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)、又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄、第6欄及び第8欄に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。</p> <p>点線下線部は西相制第122号にて申請中のものです。</p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(固定無線アクセス方式に起因する事象により端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄が全く利用ができない状態となる場合を除きます。)、は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。</p>	<p>(定額制の網使用料の支払義務) 第64条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信路設定伝送機能等(端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄、第6欄、第8欄及び第9欄に係るものに限ります。)、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、データ伝送機能、<u>イーサネットフレーム伝送機能</u>、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。)の場合</p> <p>専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線(通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。)の廃止等(専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。)による当該機能の利用の解除(以下この項において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 料金表第1表第1(網使用料)に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄(2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料を除きます。以下この項において同じとします。)若しくは工欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等(2-1-1-1-2第2欄ア欄に規定する加算料及び2-1-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。)、又は波長多重機能については、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定(同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。)を準用します。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは工欄、第6欄、<u>第8欄及び第9欄</u>に係るものに限ります。)、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、データ伝送機能、<u>イーサネットフレーム伝送機能</u>、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとします。</p> <p>点線下線部は西相制第122号にて申請中のものです。</p> <p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(固定無線アクセス方式に起因する事象により端末回線伝送機能2-1-1-2第3欄イ欄が全く利用ができない状態となる場合を除きます。)、は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、<u>端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)</u>及び<u>イーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)</u>を、それぞれ準用して利用できな</p>

(1)～(3) (略)
4 (略)

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能は、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの品目の区別に準じて適用する2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>セ 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能が同一の通信用建物内に終始する場合は、第8欄に規定する機能に係る料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ソ～テ (略)</p>
(8) - 2～(10) - 3 (略)	(略)

った時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。
(1)～(3) (略)
4 (略)

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 2(料金額)2-1-1-1第8欄に掲げる料金額は、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの品目の区別に準じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>セ 2(料金額)2-1-1-1第8欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p> <p>ソ～テ (略)</p> <p>ト 2(料金額)2-1-1-1第9欄に掲げる料金額は、当社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス(相互接続点と端末設備等との間に限った通信に係るもの)に限り、以下この料金表において同じとします。)の品目の区別に準じて適用するものとします。この場合において、2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>ナ 2(料金額)2-1-1-1第9欄に規定する機能に係る端末回線がその端末回線を収容する伝送装置が設置された通信用建物内において終端する場合は、同欄に掲げる料金額から第3欄ウ(ウ)欄及び2-1-1-2第1欄イ(ア)欄に掲げる料金額を減じた額を適用します。</p>
(8) - 2～(10) - 3 (略)	(略)
(10) - 4 イーサネットフレーム伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 2-6の3に規定するイーサネットフレーム伝送機能の料金については、イに規定する場合を除き、その接続の態様に準じて、2-6の3-1に掲げる料金額に、2-6の3-2に掲げる料金額及び2-6の3-3に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-6の3-2の料金額についてはその機能を利用する都道府県の区域(当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、2-6の3-3の料金額についてはその機能を利用する単位料金区域(当社が別に定める区域とする場合があります。以下、この欄及び2-6の3において同じとします。)ごとに、それぞれ加えるものとします。</p>

(11)~(12) - 2 (略)	(略)
(13)~(31) (略)	(略)

点線下線部は西相制第 122 号にて申請中のものです。

2 料金額

- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)

	<p>イ イーサネットフレーム伝送機能を利用する区域を、単位料金区域に限る場合には、その接続の態様に依りて、2 - 6の3 - 1に掲げる料金額に、2 - 6の3 - 3に掲げる料金額をその単位料金区域ごとに加えた額を適用します。</p> <p>ウ 2 - 6の3 - 2又は2 - 6の3 - 3に掲げる料金額については、それぞれと組み合わせて適用する2 - 1 - 1 - 1第9欄に規定する機能に係るLAN型通信網サービスの品目である伝送容量の合計値(100Mbit/sを超えて1Gbit/s未滿となる場合には、100Mbit/s未滿の端数を、1Gbit/s以上となる場合には、1Gbit/s未滿の端数をそれぞれ切り上げた値とし、協定事業者ごとに算定します。)に依りて適用します。この場合において、伝送容量の合計値が10Gbit/sを超えるときは、10Gbit/sの符号伝送が可能なものの料金額に、当該料金額を10で除した金額を10Gbit/sを超えた1Gbit/sごとに加算して適用するものとします。</p>
(11)~(12) - 2 (略)	(略)
(12) - 3 端末回線伝送機能及びイーサネットフレーム伝送機能の組み合わせ適用	<p>端末回線伝送機能2 - 1 - 1 - 1第9欄及びイーサネットフレーム伝送機能については、その接続の態様に依りて、2 - 1 - 1 - 1第9欄に掲げる料金額と2 - 6の3に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、これらの機能を利用する協定事業者は、これらの機能に係る回線管理業務等を当社が行うために必要となる当社のソフトウェア開発等のための費用を負担することを要します。</p>
(13)~(31) (略)	(略)

点線下線部は西相制第 122 号にて申請中のものです。

2 料金額

- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5 - 3欄で接続する場合)	<p>端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能</p>	<p>ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの</p> <p>イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの</p>	<p>1回線ごとに 10,730 円</p> <p>1回線ごとに 17,356 円</p>

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	564,529 円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	295,529 円
		20Mbit/s の符号伝送が可能なもの	400,021 円
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	477,378 円
		40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	540,623 円
		50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	596,271 円
		60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	645,407 円
		70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	690,200 円
		80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	731,737 円
		90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	770,018 円
		100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	806,128 円
		200Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,092,334 円
		300Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,304,731 円
		400Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,480,222 円
		500Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,631,834 円
		600Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,768,250 円
		700Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1,892,727 円
		800Mbit/s の符号伝送が可能なもの	2,007,434 円
		900Mbit/s の符号伝送が可能なもの	2,114,543 円
		1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	2,215,140 円
		2Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,013,790 円
3Gbit/s の符号伝送が可能なもの	3,611,634 円		
4Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,110,705 円		
5Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,546,820 円		
6Gbit/s の符号伝送が可能なもの	4,938,432 円		
7Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,298,566 円		
8Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,631,565 円		
9Gbit/s の符号伝送が可能なもの	5,943,941 円		
10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	6,240,035 円		

2 - 6の3 - 3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネットフ レーム 伝送機 能	LAN型通信網により通 信路の設定及び伝送を 行う機能(単位料金区 域における通信に係る ものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	249,646 円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	338,080 円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	403,616 円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	457,243 円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	504,459 円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	546,179 円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	584,235 円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	619,544 円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	652,104 円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	682,832 円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	926,914 円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,108,710 円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,259,363 円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,389,864 円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,507,542 円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,615,145 円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,714,503 円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,807,450 円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,894,900 円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,594,458 円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,124,561 円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,571,310 円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,964,933 円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,321,001 円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,650,506 円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,957,112 円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,246,314 円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,521,777 円	

別表1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能～ データ伝送機能	(略)	(略)
信号伝送機能～ 上記以外の機能	(略)	(略)

1 - 2 (略)

別表1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能～ データ伝送機能	(略)	(略)
イーサネットフレーム伝送 機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う 機能	
信号伝送機能～ 上記以外の機能	(略)	(略)

1 - 2 (略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施することとし、平成 23 年 3 月以降当社の準備が整い次第適用することとします。